

17 長期入院

長期入院特約 などに加入の場合

180日以上または270日以上継続して入院した場合に「長期入院給付金」の支払対象となります。

18 通院

通院特約 などに加入の場合

入院給付金が支払われる入院の後、退院日の翌日以後120日間にその入院の原因となった病気やケガの治療のために通院した場合に「通院給付金」の支払対象となります。

*入院前(入院開始日の前日以前60日間)の通院を保障する特約もあります。

*治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入や受け取りのみの通院はお支払いできません。

19 不慮の事故による所定の身体障がい状態

傷害保険 などに加入の場合

不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に約款に定める身体障がい状態になった場合に「障がい給付金」の支払対象となります。

*回復の見込みがないことを医師が診断確定した場合。

*保険料の払い込みが免除となる場合があります。

*障がいの状態に応じて給付金額は異なります。

■ 約款に定める身体障がい状態とは(例)

- 片手の手指を1本失った
- 片足の親指または他の足指4本を失った
- 片耳の聴力を永久に失った
- 片脚の3大関節中の1関節に人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した
- 片脚の3大関節中の1関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みがない

など

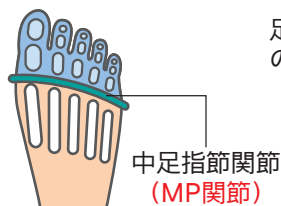
手指を失ったものとは



親指(第1指)は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上(より心臓に近い箇所)で失ったものをいいます。

右手骨

足指を失ったものとは



足指全部を失ったものをいいます。

右足骨